

東広島都市計画地区計画の変更(東広島市決定)

都市計画土与丸地区地区計画を次のように変更する。

名 称		土与丸地区地区計画			
位 置		東広島市西条土与丸五丁目の一部			
面 積		約 3. 3 h a			
地 区 計 画 の 目 標		国道 3 7 5 号に接した地区を一体的に活用して、幹線道路沿道にふさわしい土地利用と、良好な景観形成を図るとともに、既存の市街地の住環境を保全する。			
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する基本方針		既存の市街地の住環境に配慮した幹線道路沿道にふさわしい商業施設、業務施設等を配置する。		
	地区施設の整備の方針		良好な市街地を形成するため、既存の道路を有効に活用し、適切に道路を配置する。		
	建築物等の整備の方針		地区の良好な市街地を形成するため、建築物等について用途の制限、壁面の位置の制限、意匠の制限、垣又は柵の制限を定める。 また、幹線道路沿道においては、適正な土地利用を図るため、敷地の最低限度を定めると共に幹線道路沿道の緑化に努める。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路		
			名 称	幅 員	延 長
			区画道路 1 号線	6. 0m	約50m
			区画道路 2 号線	6. 0～9. 0m	約110m
			計		約160m
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. マージャン屋、パチンコ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する建築物は建築してはならない。 2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における「店舗型性風俗特殊営業」を営む施設		
		建築物の敷地面積の最低限度	計画図に表示する国道 3 7 5 号から 5 0 m の区域は 2 0 0 m ²		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面から、計画図に表示する区画道路（幅員 6 m）の境界線までの距離は 1. 5 m 以上とする。ただし、物置車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2. 3 m 以下かつ床面積の合計が 5 m ² 以内の建築物又は建築物の部分はこの限りではない。		
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物、看板、工作物等は美観を確保し周囲と調和するものとする。		
		垣又は柵の構造の制限	道路沿いに垣又は柵を設ける場合は、生垣又は開放性のあるフェンスとする。ただし、高さ 1. 2 m 以下のもの、門又は門柱はこの限りではない。		

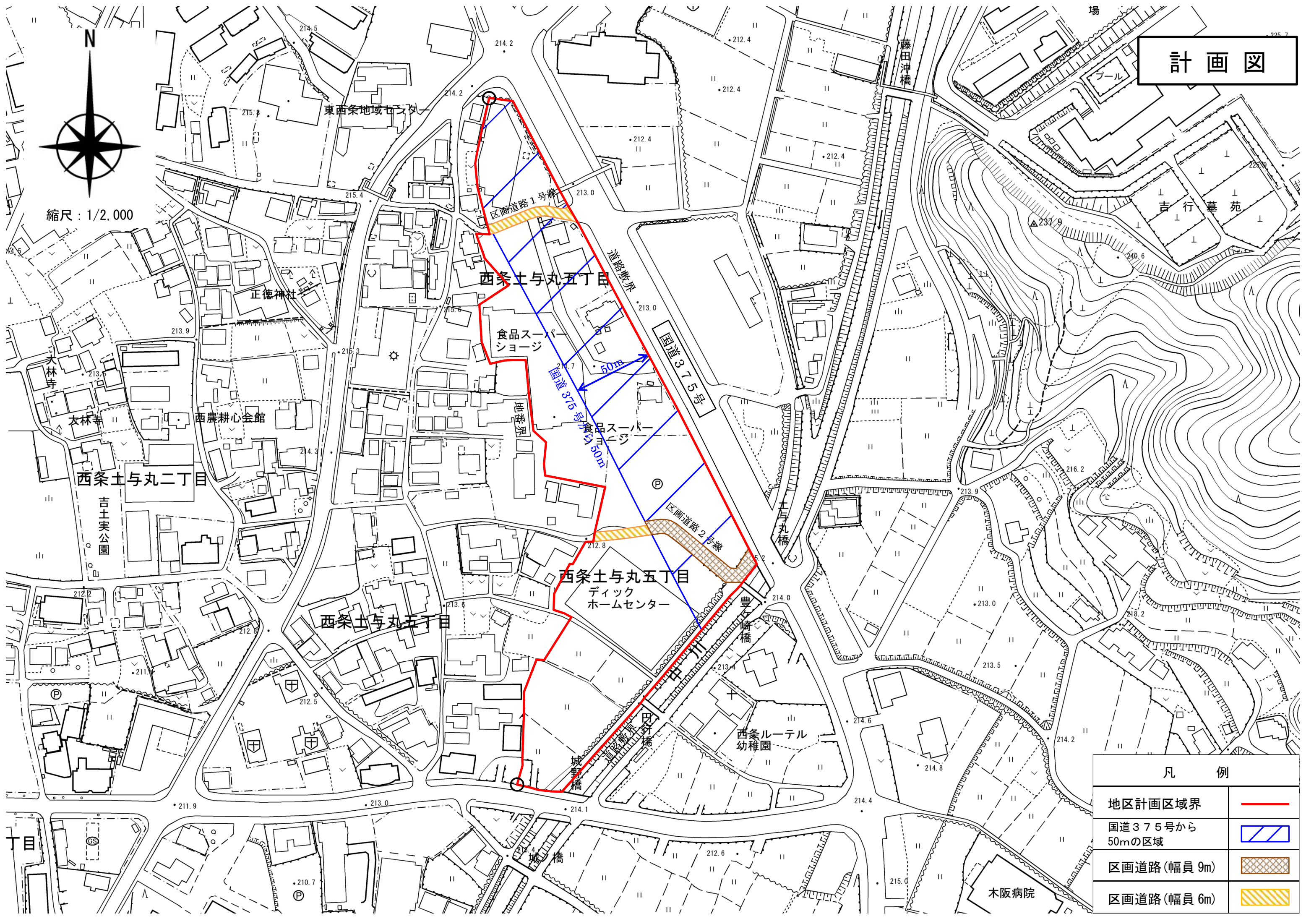
『区域、地区施設の配置、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限は計画図の表示のとおり』

理 由 別添理由書のとおり

計 画 図



縮尺：1/2,000



凡 例	
地区計画区域界	
国道 375 号から 50m の区域	
区画道路 (幅員 9m)	
区画道路 (幅員 6m)	